（保管した工作物等を売却する場合の手続）

第九条　法第十一条第六項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がない工作物等その他競争入札に付することが適当ではないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

第十条　国土交通大臣は、当該工作物等を前条本文の競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも五日前までに、次に掲げる事項を当該工作物等の放置されていた場所を管轄する地方整備局の事務所に掲示し、又は官報若しくは新聞紙に掲載する等当該掲示に準ずる適当な方法で公示しなければならない。

一　当該工作物等の名称又は種類、形状及び数量

二　当該競争入札の執行を担当する職員の職及び氏名

三　当該競争入札の執行の日時及び場所

四　契約条項の概要

五　その他国土交通大臣が必要と認める事項

2　国土交通大臣は、当該工作物等を前条本文の競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく三人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に前項各号に掲げる事項をあらかじめ通知しなければならない。

3　国土交通大臣は、前条ただし書の随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

（工作物等を返還する場合の手続）

第十一条　国土交通大臣は、保管した工作物等（法第十一条第六項の規定により売却した代金を含む。）を所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその所有権等を証するに足りる書類を提出させる等の方法によってその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、第二号様式による受領書と引換えに返還するものとする。

（報告の徴収等）

第十二条　法第九条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る事項に関し必要な報告を求められたときは、直ちに、これに関する報告をしなければならない。

2　法第十二条第二項の証明書は、第三号様式によるものとする。

（延滞金）

第十三条　法第十三条第二項の規定により国土交通大臣が徴収する延滞金の額は、負担金等（法第十三条第一項に規定する「負担金等」をいう。以下この条において同じ。）を納付すべき期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ負担金等の額に年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、負担金等の額の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる負担金等の額は、その納付のあった負担金等の額を控除した額による。

（権限の委任）

第十四条　法第九条、第十条第二項及び第十三条第一項から第三項までの規定による国土交通大臣の権限（法第九条第一項に掲げる権限にあっては、同項各号に掲げる行為に係る同項の許可に係るものに限る。）は、地方整備局長が行うものとする。

2　法第十一条第一項から第七項まで及び第十二条第一項の規定による国土交通大臣の権限は、地方整備局長も行うことができる。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、法の施行の日（平成二十二年六月二十四日）から施行する。

（国土交通省組織規則の一部改正）

2　国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第百十条第二項中「海岸・防災課及び」を「振興課及び海岸・防災課並びに」に改める。

第百十条の二第七項中「事務」の下に「（振興課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第百十一条第六項第一号及び第二号中「こと」の下に「（振興課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第百十二条第二項に次の一号を加える。

四　特定離島港湾施設（排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第八条に規定する特定離島港湾施設をいう。第百十四条第二項第一号及び第百十五条第二項において同じ。）の存する港湾の整備、利用、保全及び管理に関すること。

第百十三条第二項第一号中「国際・環境課及び海岸・防災課」を「他課」に改め、同項第二号中「こと」の下に「（振興課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第四項中「こと並びに」の下に「振興課及び」を加え、同条第六項第一号中「国際・環境課及び」を「振興課及び国際・環境課並びに」に改め、同項第三号中「こと」の下に「（振興課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第八項第二号中「こと（」の下に「振興課及び」を加え、同条第九項第一号中「こと」の下に「（振興課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第十項第一号中「こと」の下に「（振興課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項第二号中「こと（」の下に「振興課及び」を加える。

第百十四条第二項第一号中「港湾」の下に「（特定離島港湾施設の存する港湾を除く。第四号において同じ。）」を加える。

第百十五条第二項中「港湾等」の下に「（特定離島港湾施設の存する港湾を除く。第五項において同じ。）」を加える。

第一号様式（第七条関係）

保管した工作物等一覧簿

整理番号	保管した工作物等			放置されていた場所	撤去した日時	保管を始めた日時	保管の場所	備考
	名称又は種類	形状	数量					

第二号様式（第十一条関係）

受　領　書

年　月　日

殿

返還を受けた者
住　所
氏　名（ふりがな）　印

下記のとおり工作物等（現金）の返還を受けました。

返還を受けた日時	
返還を受けた場所	
返還を受けた工作物等	整理番号
	名称又は種類
	形状
	数量
（返還を受けた金額）	